

議案第56号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成17年かすみがうら市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「都市産業部」を「産業経済部」に改め、同条第6号中「建設部」を「都市建設部」に改める。

第3条第1号ウ中「及び情報政策」を削り、同号中キ及びクを削り、カをクとし、オをキとし、エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 情報政策に関する事。

オ 行政改革に関する事。

第3条第5号中「都市産業部」を「産業経済部」に改め、同号ウからオまでを次のように改める。

ウ 商業及び工業に関する事。

エ 労政に関する事。

オ その他産業振興に関する事。

第3条第5号カ及びキを削る。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 都市建設部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 開発に関する事。
- ウ 公園緑地に関する事。
- エ 建築指導に関する事。
- オ 土地区画整理に関する事。
- カ 道路、河川その他土木に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正)
- 2 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例（平成23年かすみ
がうら市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第8条中「都市産業部」を「産業経済部」に改める。
(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 3 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17
年かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「建設部」を「都市建設部」に改める。